

議案第 25 号

秋田県産業教育審議会委員の任命について

秋田県産業教育審議会条例（昭和 60 年秋田県条例第 52 号）第 2 条の規定に基づき、秋田県産業教育審議会の委員を次のとおり任命する。

氏 名	役 職 名	任 期
照井 義宣	秋田県農林水産部 農林政策課長	平成 23 年 6 月 9 日から 平成 25 年 2 月 2 日まで
工藤 敏弘	秋田県産業労働部 産業政策課長	平成 23 年 6 月 9 日から 平成 25 年 2 月 2 日まで
新田 宏光	秋田県高等学校 教育研究会工業部会長 (秋田県立秋田工業高等学校長)	平成 23 年 6 月 9 日から 平成 25 年 2 月 2 日まで

平成 23 年 6 月 9 日提出

秋田県教育委員会教育長 米 田 進

理 由

秋田県産業教育審議会の委員は、15 名の委員で構成されているが、このたび人事異動により辞任した委員の後任を任命する必要がある。これがこの議案を提出する理由である。